

# 労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会  
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

## 雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました

税制改正法が6月30日に公布され、雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度（雇用促進税制）が創設・拡充されました。

### 1. 概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（「適用年度」といいます）において、従業員増加数2人以上（中小企業）、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

### 2. 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ①青色申告書を提出する事業主であること
- ②適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者（解雇等）がないこと
- ③適用年度に従業員（雇用保険一般被保険者）の数を2人以上、かつ、10%以上増加させていること
- ④適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること

※比較給与等支給額＝（前事業年度の給与等の支給額）＋（前事業年度の給与等の支給額）×雇用増加割合×30%

- ⑤風俗営業等を営む事業主でないこと

### 3. 税制優遇制度を受けるには

- ①適用年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出します。
- ②適用年度終了後2ヶ月以内に、ハローワークで「雇用促進計画の達成状況の確認」を行います。
- ③確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

## トライアル雇用をしたら、すぐに労務協会にご連絡ください！！（ご注意）

ハローワークにトライアル雇用助成金の対象求人を出し、助成金対象者を採用した場合は、すぐに労務協会にご連絡ください。採用後2週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を提出しないと、助成金が受けられません。よろしくお願ひします。

（編集後記）スポーツクラブの友人から、「心拍数トレーニング」というものを教えてもらいました。運動時の心拍数が「180－年齢」を超えないようにランニング等を行うと、脂肪燃焼に効果的とのこと（マフェトン理論）。この心拍数を超えると無酸素運動となり脂肪燃焼が落ちたり、疲労物質が蓄積されたりして体に良くないとのこと。心拍計のついた腕時計で測ってみると意外と低い心拍数で、ちょっと速く走ったり泳いだりするとすぐ超えてしまいます。スポーツも科学的管理が有効なんですね…（一ノ宮 俊人）